

議案第 5 号

、
平成 24 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 24 年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木下 善之

平成 24 年度 橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 24 年度橋本市の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 61,744 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,008,190 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		436,855	△2,270	434,585
	1 使用料	436,840	△2,270	434,570
3 国庫支出金		191,400	△49,700	141,700
	1 国庫負担金	191,400	△49,700	141,700
4 県支出金		5,377	△340	5,037
	1 県補助金	5,377	△340	5,037
6 繰入金		1,012,786	△6,634	1,006,152
	1 繰入金	1,012,785	△6,634	1,006,151
8 諸収入		9,016	△8,400	616
	2 受託事業収入	8,400	△8,400	0
9 市債		378,000	5,600	383,600
	1 市債	378,000	5,600	383,600
歳入合計		2,069,934	△61,744	2,008,190

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		1,166,318	△61,744	1,104,574
	1 下水道費	1,166,318	△61,744	1,104,574
歳 出 合 計		2,069,934	△61,744	2,008,190

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	1 下水道費	公共下水道事業	197,578千円

第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 378,000	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 383,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 　　ただ し、利率見直し方式で借り入れ る公的資金について、利率の見 直しを行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮もし くは繰上償還又は低利に借換え ることができる。